

# オキドキニュース 十月号



二十四節季

寒露  
霜降

十月八日 露が寒さで凍ろうとする。  
十月二十三日 霜が降りるほどに寒くなる。

## 世界のグルメ「ナポリタン」

ナポリタンは、タマネギやピーマン、ハムなどと一緒にとマトケチャップでいためた料理ですが、日本生まれの料理だそうなんです。地方によっては「アタリアン」とも呼ばれることもあるようです。

昼食に提供しますので「賞味ください」

## 10月12日(木)昼食にご提供



写真はあくまでイメージです。提供するものとは異なりますのでご了承下さい

## 各種予防接種のご案内

### インフルエンザ予防接種

令和五年十一月一日から開始予定

### 【西多摩地区の方】

市町村の助成により負担額は、二五〇〇円

### 【西多摩地区以外の方】

接種に伴う自己負担額は、三九〇〇円

※市区町村によっては助成制度がある場合がございます。

※接種料金は、接種月の請求書に合わせて

ご請求させていただきます

### 新型コロナウイルス接種(7回目)

令和五年十一月十六日から開始予定

### 【対象者】

・六十歳以上の方

・6回目の接種から3か月以上が経過している

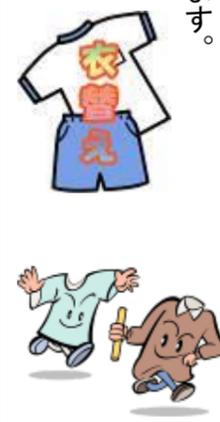
介護老人保健施設オキドキ

電話〇四二一五九六〇一一

## 衣替えの季節です！

十月に入り、朝夕の冷え込みも増して来ましたが、そろそろ衣替えとなりますが、その際には、全ての衣類に名前を記入して頂きますようお願い致します。

また、当施設は、限られた居住空間の中で、「ご利用者の皆様に」ご利用いただいております。床頭台以外の場所に衣装ケース・荷物等を置かれずと、ご利用者様の移動の妨げになります。衣類「クラブの作品」など、頻繁にお使いにならない品物などは、この機会にお持ち帰りをお願い致します。



### 《総務課より》

利用料のお支払いは毎月十五日までになつておりますので「協力ください」。

尚、窓口でのお支払いは「年中無休」。

「午前九時～午後四時」となっております。

宜しくお願い致します。

## 正一位岩走神社祭礼

(しょういちいばしりじんじや)

九月十六(土)十七(日)、あきる野市伊奈地区にて正一位岩走神社祭礼が盛大に行われました。

十六日の陽も西に傾いた時刻に、「ご利用者の皆様には駐車場に出て頂き、神社でお祓いを受けた大人神輿、子供神輿が、威勢の良い掛け声を響かせ、その後から伊奈北郷囃子連の山車が、賑やかにお囃子を打ち鳴らしながら入ってきました。

威勢の良い神輿に感激する方、元気な子供たちの姿を見て、にこやかになる方など、大変に楽しい時間を過ごすことができました。これからも、地域の皆様と触れ合う行事を取り入れてまいります。



## 神無月(かなづき)とは

旧暦十月は神無月(かなづき)と呼ばれています。これは十月に日本中の神様が会議をするために島根県の出雲大社に集まってしまうため、各地の神社の神がいなくなるので神無月といい、逆に神様が集まる出雲大社では神在月(かみありづき)と呼ばれています。

この神様の会議が行われるようになったのは、大国主神(日本国土を開発した神)が自分の息子や娘を各地に置き、その地の管理者としたことに由来します。その為、子供たちは年に一度出雲に戻ってきて、父神である大国主神に一年の報告をし、来年の予定をお互いに打ち合わせするようになったのです。

後に大国主神が天照大神(あまてらすおおみかみ)に日本の支配権を譲った際、幽界の支配権を得たと言われています。物質的な物事については天照大神とその子孫である天皇家が管理し、精神的な物事(目には見えないもの)は、大国主神とその子孫が管理すると言うことになったそうです。そこでこの会議では一般的に人の運命について話し合われます。なかでも誰と誰を結婚させるかなどと言つことが、この会議で議題に上ります。

遠く離れた見知らぬ同士が知り合い結婚するようなケースは、この会議の結果からかもしれませんね。そのため、出雲大社は縁結びの神様としても信仰されています。

## 結核検診のお知らせ

当施設では、入所中の「ご利用者様を対象に、東京都結核予防会による「集団結核検診」を左記の日程で行います。

当日は、一階のデイルームを使用して衣服の着脱を行い、レントゲン検診車への誘導を行います。また、駐車場の検診車との往復はエレベーターにて移動いたしますので、老健入口付近が混雑する場合がございますのでご了承下さい。

日時 十月二十八日(土曜日)  
九時三十分～十二時まで



## 介護保険証更新手続きはお早めに

ご利用者のお住まいの市区町村から、有効期限二ヶ月前に、介護保険証の更新手続きの書類が郵送されます。同封されている「介護保険(変更・更新)認定申請書」に必要事項を記入の上、速やかに市区町村に提出して下さい。更新手続きが遅れ、認定有効期限が過ぎていますと、新たな要介護度が決まらないため、保険請求、利用料請求、ご利用者様の状態に合った支援が難しくなります。

また、更新認定の結果「要支援」と認定された場合は、入所の継続が出来ず、介護保険法により退所となってしまいます。